東京都市計画地区計画 補助230号線大泉町三丁目地区地区計画 計画図1 (その1) 【案】 [練馬区決定] 全体図 凡 計画図1 (その1) 地区計画区域及び地区整備計画区域 X 光 新駅周辺地区 A地区 新駅周辺地区 B地区 3 **∑** 新駅周辺地区 C地区 3 O 補助230号線沿道地区 A地区 N 無 大泉町三丁目 道路中心 補助230号線沿道地区 B地区 計画図1 (その2) 補助233号線沿道地区 A地区 大泉学園町 八丁目 補助233号線沿道地区 B地区 行政境界 区画 道路端 生活幹線道路等沿道地区 低層住宅地区 行政境界 6車線 50 100 200m 大泉町一丁目 大泉学園町 四丁目 道路中心

東京都市計画地区計画 補助230号線大泉町三丁目地区地区計画 計画図1 (その2) 【案】 [練馬区決定] 道路中心 大泉町二丁目 見通し線 凡 例 地区計画区域及び地区整備計画区域 大泉町三丁目 新駅周辺地区 A地区 新駅周辺地区 B地区 全体図 新駅周辺地区 C地区 大泉町四丁目 計画図1 (その1) 補助230号線沿道地区 A地区 補助230号線沿道地区 B地区 補助233号線沿道地区 A地区 補助233号線沿道地区 B地区 生活幹線道路等沿道地区 低層住宅地区 計画図1 (その2) 行政境界 100 200m 50

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する

(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日

東京都市計画地区計画 補助230号線大泉町三丁目地区地区計画 計画図2 (その1) 【案】 〔練馬区決定〕 凡 例 全体図 地区計画区域及び地区整備計画区域 計画図2 (その1) 光 壁面の位置の制限1号 練 馬 X 市 (生活幹線道路中心より6.0m以上) 壁面の位置の制限2号 0000000 (区画道路中心より3.0m以上) 3 **SM** 壁面の位置の制限3号 9 (区画道路東側境界より6.0m以上) W N 行政境界 籗 大泉町三丁目 名 称 幅員 備考 計画図2 (その2) 大泉学園町 生活幹線道路 1号 6.0m(12.0m) 拡幅 八丁目 区画道路1号 3. $0m(6.0m) \sim 7.1m$ 拡幅 拡幅·既設 区画道路2号 3. Om (6. Om) 区画道路3号 既設 $3.0m(6.0m) \sim 6.0m$ 区画道路6号 既設 区画道路4号 8.5~8.9m 新設 4.5~6.0m 区画道路5号 拡幅 区画道路6号 3. Om (6. Om) ()は地区外を含めた幅員 区画道路 ## 50 100 200m 6 大泉町一丁目 1230 生活幹線道路 1号 781 大泉学園町 四丁目 区画道路 5号

-この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

区画道路

(承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30

区画道路

東京都市計画地区計画 補助230号線大泉町三丁目地区地区計画 計画図2 (その2) 【案】 [練馬区決定] 区画道路 5号 区画道路 4号 区画道路 3号 6事線 *#230 78M 大泉第一小学校 大泉町二丁目 凡 地区計画区域及び地区整備計画区域 壁面の位置の制限1号 ________________(生活幹線道路中心より6.0m以上) 壁面の位置の制限2号 0000000 (区画道路中心より3.0m以上) 大泉町三丁目 壁面の位置の制限3号 区画道路 (区画道路東側境界より6.0m以上) 2号 全体図 行政境界 大泉町四丁目 計画図2 (その1) 備考 名 称 幅員 生活幹線道路 1 号 6.0m(12.0m) 拡幅 区画道路1号 3. $0m(6.0m) \sim 7.1m$ 拡幅 拡幅·既設 区画道路2号 3. Om (6. Om) 区画道路3号 3. $0m(6.0m) \sim 6.0m$ 既設 区画道路4号 既設 8.5~8.9m 新設 区画道路5号 4.5~6.0m 拡幅 計画図2 (その2) 区画道路6号 3.0m(6.0m)()は地区外を含めた幅員 50 100 200m この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(承認番号:7都市基交測第43号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。 (承認番号) 7都市基街都第38号、令和7年4月30日